

平成23年第9回玉名市農業委員会総会議事録

平成23年9月30日（金）午後2時 玉名市福祉センターB会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	4番	三原 一男
5番	星野 泉	6番	永田 知博	9番	奥村 隆一	10番	坂西 孝之
14番	田尻 敏夫	15番	西木 美津子	16番	河野 征史	17番	取本 一則
18番	栗田 稔	19番	田上 一	20番	原口 邦弘	21番	堀本 義寛
22番	小路 修三	23番	木村 勝	24番	吉田 道子	26番	松下 善伸
27番	杉本 征子	29番	小澤 一成	30番	中尾 新一	31番	塚本眞由美
32番	田中 正司	33番	岡本 大助	34番	早高 義徳	35番	平野 和昭
36番	藤川 賢一	37番	石本 和成	38番	小田 募		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである

7番	島村 隆雄	8番	永田 達三	11番	嶋田 清人	12番	本田多美子
13番	丸山 近信	25番	柴原 豊	28番	松村 毅一		

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	永井 正治	次長	西村 則義	係長	立川 芳美	主任	宮田 正文
主任	清田 静香	主任	中根 剛				

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0 名

議 題

- 第55号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
- 第56号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第57号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第58号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
- 第59号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
- 第60号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第25号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第26号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、第9回農業委員会総会を開催します。

現在の出席委員は38名のうち、丸山委員、永田達三委員、本田委員、島村委員、松村委員、嶋田委員、柴原委員、7名の方から欠席の届け出が出ております。31名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成23年第9回の玉名市農業委員会総会を開催いたしたいと思っております。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。会長よろしくお願ひします。

○会長（寺田誠一君） 皆さんこんにちは。本日は、非常に天候悪い中にご出席いただきましてありがとうございます。待望の雨が昨日から降り続いておりまして、我々ついに待ち望んでおりました、作物にも今後この雨影響していくんじゃないかというふうにご期待をしております。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（寺田誠一君） それでは早速でございますけど、議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第55号より議第60号までの58件と、報告14件が提案されております。慎重なる審議よろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名委員は、東委員と原口委員にお願ひいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議事に入ります。議第55号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議案の1ページをお願いします。

議第55号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成23年9月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,118㎡を、農業廃止と規模拡大による売買です。

2番、天水町と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,452㎡他1筆、計2,567㎡を、労力不足と規模拡大による売買です。

3番、天水町と岱明町の申請人で、申請物件が石貫の畑617㎡を、労力不足と規模拡大による売買です。

4番、石貫と岱明町の申請人で、申請物件が石貫の畑27㎡を、生活資金充当と規模拡大による売買です。

5番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田520㎡他1筆、計1,446㎡を、生活資金充当と規模拡大による売買です。

6番、安楽寺と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田524㎡を、甥へ贈与するものです。

以上、6件6,299㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などにおいても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） それでは、説明に入ります。受付番号1番より順次、担当委員会の説明をお願いいたします。

1番どうぞ。

○35番（平野和昭君） この件につきましては、譲渡人が高齢ということもありますが、13年前より受人のほうの小作しておりまして、もう高齢だからということでこうした売買にかけたというわけです。いろいろ検討しましても許可相当であると判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次2番。

○30番（中尾新一君） 譲渡人は高齢で息子さんも商売をしているので、労力不足ということですが。譲受人は譲渡人の甥にあたり米作りを頑張っておりますので、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、3番、4番、関連がございますので続けて説明をお願いいたします。

○18番（栗田 稔君） 譲渡しの3番、4番の件につきましては、兄弟ということで、労力不足と生活資金充当というふうになっております。それから、この場所というのは福祉大学、玉名駅のほうからいったら左よりのずっと先の山道、農家林道です。この牧場の上のほうの山中の中の畑として現在は労力の足りていない状態で、大路からかなり離れとるといような感じですが、バイパスを通ったら車ででも10分かからない場所なので、特に問題がない、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、5番。

○22番（小路修三君） 譲渡人が高齢ということでございまして、1人暮らしで生活が困難ということで、場所、条件が整っての売買ですので、問題ありません。許可相当です。

それから、6番でございしますが、これは甥への贈与ということで、問題はありません。許可相当です。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 1番から6番につきましては、地元委員からの説明が終わりました。この他、皆さん方、ご意見、ご質問、この件についてございませんか。

○36番（藤川賢一君） 3番、4番は値段的に今後ずっと宅地として使われるような所ですか。

○18番（栗田 稔君） 全体的に金額がでとる値段で。

○17番（取本一則君） この付近が150万くらいで出てるんですよ。南関からの農家林道が11月にもう竣工して年度末には全線開通になるみたいです。これが通れば天水まではすぐ近くなるですたいね。観光バスが通るぐらいの広か道ですよ。

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他に質問がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第55号は許可することに決定いたしました。

次に、議第56号、農地法第3条農地の使用貸借権設定可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 3ページをお願いします。議第56号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年9月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、玉名と熊本市の申請人で、申請物件が玉名の田1,780㎡他15筆、計14,597.34㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成23年10月1日から10年間契約するものとする。

以上、1件14,597.34㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用す

ること、機械、労働力、技術、地域との関係などにも問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

○15番（西木美津子君） 貸人と借人、親子ですけど、貸人さんは熊本のに勤めているんです。だけど土曜、日曜とかは加勢しておられます。農業者年金の10年間の再設定で異常ありません。許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） それでは、担当委員の説明が終わりました。他に、ご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問ないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第56号は許可することに決定いたしました。

次に、議第57号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第57号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により許可があった下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成23年9月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が築地の田105㎡他1筆、計610㎡で、平成22年6月に共同住宅として転用許可済の物件ですが、通路及び駐車場が狭く出入りが困難なため78㎡拡幅されるものがございます。この78㎡拡幅されることについては、議第57号8番にて提案しておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○3番（西川英文君） この案件は、今説明ありましたように6月の総会で許可されたものですけれども、ゆとりのある駐車場ということで、隣の方の土地を買い入れるということだそうです。ことに前の道路がバイパスが開通したために、非常に車の量が多くなって、既存の道路では出入りがしにくいというふうな面もありまして、

こういったことになったかと思えます。別段問題がなく、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他に、ご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問ないようですので、採決に移ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可する等々意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第57号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

次に、議第58号、農地法第4条の農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 5ページをお願いします。議第58号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年9月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が築地の畑210㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は住宅用メンテナンス地域に隣接する区域内に存在する用地で、第2種農地と判断しております。申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

以上、1件210㎡をご提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準、全ての項目ごと適合するか否か審査いたしました結果、いずれも不都合がないものと判断し、ご提案いたしております。地元農業委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。本来ならば、担当委員の説明をいただくわけですが、これには始末書が添付されておりますので、この始末書の朗読を事務局から行った後、農業委員の説明をお願いします。

○事務局（宮田正文君） 始末書を朗読させていただきます。

今回私の自宅の隣に息子が住まいを新築することになったので、分築のための測量をし回っていたところ、私所有の居宅及び農業用倉庫兼車庫の一部が隣接農地へはみ出して建っていたことが分かりました。申請地は自己所有地だったので、隣の人に迷惑をかけることはない土地境界測量を行わなかったことが今回の原因だと思われま。農業委員会の申請手続きが遅れてしまったことにつきましては、誠に申し訳ありませんでした。二度とこのようなことのないよう注意いたします。

以上です。

○議長（寺田誠一君） それでは、地元担当委員からご説明をお願いいたします。

○3番（西川英文君） この案件は、数十年前に本家から分家所帯に広い1筆の土地をいただいて、家を建てられたということです。今、始末書にもありましたように、その際に十分測量しなかったということですが、本来農地法に対して無知といえますか、あるいはないがしろにしていたといえますか、そういった感じで始末書付いたわけですか。地元農業委員としましては、やっぱり始末書の付いたやつを許可相当とはなかなか言えませんけども、仕方がないのかなというふうには思っております。あとは皆さん方の判断に委ねたいと思います。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が非常に十分な説明をしていただきましたけれど、このことについて他にご意見、ご質問ございませんか。

○9番（奥村隆一君） 数十年前なら仕方ないでしょう。異議ありません。

○議長（寺田誠一君） それでは、他にご意見、ご質問ないようでございますので採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可する等々意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第58号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

引き続きまして、議第59号、農地法第5条農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第59号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年9月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、親子間での使用貸借で、申請物件が天水町の畑840㎡で、転用目的が農家住宅及び車庫です。農地区分は住宅の連担している地域に建設する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

2番、これも親子間での使用貸借で、申請物件が築地の畑439㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担している地域に建設する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が岱明町の畑76㎡で、転用目的が進入路です。現在1m幅の進入路を4mに拡幅されるものです。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が中の畑225㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市

計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、親子間での使用貸借で、申請物件が松木の田300㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が山田の畑530㎡で、転用目的が個人住宅及び事務所兼倉庫です。農地区分は住宅の連担している地域に建設する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

7番、申請物件が中の田92㎡他1筆、計244㎡で、転用目的が現場事務所です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8番、これは先ほどの議第58号の1番との関連で、申請物件が築地の田14㎡他1筆、計78㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が天水町の樹園地462㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担している地域に建設する農地で、第2種農地に該当し申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

10番、親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑367㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が岱明町の田0.51㎡で、転用目的が進入路拡張です。農地区分は玉名市岱明総合支所より約370mに所在する農地で、第2種農地と判断しております。

12番、親子間での使用貸借で、申請物件が滑石の田260㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担している地域に建設する農地で、第2種農地に該当し申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

13番、申請物件が石貫の畑112㎡他1筆、計661㎡で、転用目的が喫茶店です。農地区分は中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

14番、申請物件が石貫の畑964㎡他1筆、計1,027㎡で、転用目的が測量実習を行うための駐車場及び倉庫です。農地区分は中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

15番、申請物件が石貫の畑479㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

16番、申請物件が岱明町の畑1,574㎡で、転用目的が8名入居予定のケアホーム及び駐車場です。農地区分は住宅の連担している地域に新設する農地で、第2種農地に該当し申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

以上、16件8,172.51㎡を提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準、全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げます。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○31番（塚本眞由美君） 申請人は、酪農農家でありまして、借人とは親子関係であります。現在住んでおられます家が老朽化し、牛舎への道が急な斜面になっているために、申請人は道路に面した牛舎の隣接に住宅、倉庫、車庫を建設されるものです。給水は現在使用されております上水及び井戸を利用し、排水は合併浄化槽を設置し、側溝に流します。被害防除は道路に面したところはL型擁壁を設置されます。周辺は申請人の土地でありますので、別に問題ないと思われまます。許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○3番（西川英文君） 先ほども申しました議第58号と接した同じ地区の土地の並びのところで、親子関係です。周辺といいますか、高台ですので以前から石垣積みの農地であったために、他の農地とは接しておりません。特別な造成工事もないわけで、災害とかならないと思います。上下水道も通っておりますし、それに接続するということで別段問題もないと思い、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○19番（田上 一君） この物件の譲渡人は現在福岡のほうに住んでおられる、譲受人は菊池のほうに住んでおられます。現在、譲受人は申請地の近くに家を持っておられて、その家が市道から1メートルの手前西しか開いてないもんだから、譲渡人に譲っていただくわけでございますけれども、雨水とかなんとかは、そのまま自然浸透で対応する、別に、迷惑をかけるようなあれじゃないので、許可相当と認めまます。

○議長（寺田誠一君） 次、4番、5番は説明者が同委員でございますので、続けてご説明をお願いいたします。

○3番（西川英文君） 4番から8番まで、順次説明いたします。

まず4番ですけれど、松木と同じ場所で住所は中になっておりますけれども、大体、松木と同じところですね。駅の中央玉名駅南のですね。三方を住宅地で一方が道路に面した農地です。上下水道も完備しておりますし、住宅を得るところですので問題ないと思います。許可相当です。

それから、5番。これは貸人と借人は義理の息子といいますか娘婿さんだそうです。この前面が広い道路で、両側に農地残っているようなんですけれども、それに被害がないようにL型擁壁で保護するというので、上下水も完備しておりますし、許可相当と判断いたしました。

それから、6番です。これはバイパスが今、山田にバイパスが通っておりますけれども、蛇ヶ谷公園からちょっと西に寄ったところのございまして、そのバイパスのすぐ真上の辺りにある農地で、この裏には共同住宅が建っておりますし、周辺は農地と接するところはないと思います。この近くに公共下水上水が通っておりますしすぐには接続するというので、雨水は自然浸透ということだそうですので、現場見まして別段問題はないと判断いたしましたので、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 説明の途中でございますけども、7番につきましては、始末書が添付されておりますので、その始末書を事務局から朗読した上、地元委員からの説明をお願いしたいと思います。

○事務局（宮田正文君） それでは、始末書を朗読させていただきます。

私どもはマンション建設工事に伴い、現場事務所を設置する目的で現場工事の隣接地を平成22年8月23日契約開始となる土地、会社契約において借り受けました。その土地が当初から宅地であったため農地であることに気付かずに、通常は行ふべき農地法第5条第1項の規定による許可手続きを行うことなく工事を始めてしまいご迷惑をおかけしました。今後はこのようなことがないようにいたしますので、申請の件何卒よろしく願いいたします。

以上です。

○3番（西川英文君） 7番につきましては、説明いたします。今始末書の朗読がありましたけれども、これは玉名駅の西側ですね、今7階建てのマンション建っていると思いますけれども、その現場事務所としてその近くを買われたわけですが、そこは一時転用の許可を出すべきところですね。それが、出さずに現場事務所を建ててあるということで、期日が24年の1月31日までということで元の農地に返しますということは確約をいただきますので、仕方なく許可相当と判断します。

それから、8番。先ほど議第57号で申しあげました共同住宅のところの農地を2.5m拡張するという、買収して拡張するというところなんですけれども、先ほど

申しましたように別段問題はないと判断いたしました。許可相当です。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、9番。

○33番（岡本大助君） 譲受人の方で、今住んでおられますところの隣接地が運送業を営んでおりまして、深夜でも車の出入りがあり、また夜中に冷房車のクーラーの音がして、ゆっくりとした休息、休眠ができず体調不安定になっているということで、これから先もう70代ということでございますので。これから先ゆっくりとできる活気のある生活のために最適の場所を見つけておられましたところ、天水町のバイパスが通っております、県道501から中学校のほうにですね。その中間点にいい場所がありまして、非常にここは病院とかスーパーまた役場とかですね200mから300mくらいの間にはほとんどあると。その土地のまん前には警察もありまして、これから住んでいくためには非常に良い環境じゃないかと思っております。それから、新築ということでございますが、今年、本年度によってはボーリングで給水と雨水につきましてはですね、四隅に薄いシートなどを設け、隣接して南側に水路がありますのでそこに流出ということでございます。敷地は砂利敷きにして雨水は自然浸透を図り、地下水の再利用を図り、また汚水、生活雑排水におきましては、合併浄化槽で処理してもらって、隣接する水路に流出するということです。それから敷地の周辺には、コンクリートブロックで境界をブロックするということです。それから被害防除といいますと、側が樹園地がありまして特に日常とか稲耕作等には影響はないと思いますので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、10番です。

○19番（田上 一君） 当物件は、親子関係にあります。息子さんが父親の面倒をかねてより考えて、将来のことを考えた末の話だと聞きました。それで、親父さんの土地を借りて建てられる様子ですけれども、雑排水は公共下水道、雨水は枡を作って市道の側溝に流すということで、近所、近辺に迷惑をかけることもないので、許可相当と考えました。

○議長（寺田誠一君） 続きまして、11番でございますけど、この判定につきましては顛末書が添付されておりますので、事務局より朗読をお願いします。

○事務局（宮田正文君） 顛末書が付いておりますので、朗読させていただきます。

今回私は農地法第5条の規定により、指定の畑について転用許可を受けるために申請しました。私は福岡の不動産業が販売した物件を、宅地、建物になりますけれども、本年7月に購入したにすぎません。その不動産業者は、この物件が元所有者の破産による任意整理で購入した物件であり、土地建物一体となって購入していた

ものであり原状のままの売却であったことから、どのような事情でそうなったのかも良く分からないということでした。今回、隣接地であった本物件所有者の方から侵入していることを訴えられたことで、この物件部分が判明いたしました。それによると前所有者が農地所有者に無断で敷地入口を広めたらしく、それがそのままになっていたことや、この問題により測量した結果、やはり本申請分だけ農地側にはみ出ていることが分かりました。私は購入した身であるため深く考えておらずこのような結果に至ったのは、前所有者の問題と考えております。ですから、私は本顛末書を差し入れその経緯を申し述べます。

以上です。

○議長（寺田誠一君） それでは、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

○2番（東 令佐君） ただいま、説明がありましたように、本人は何も知らずに購入されておられたわけですが、隣接する所有者の方からの訴えによりまして、進入路の一部はみ出しておったわけでございます。その分を改めて譲っていただきまして、その分の転用申請でございます。許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、12番です。

○5番（星野 泉君） 使用借人と貸人は親子であります。申請地の北及び西は市道に接しており、東は両親の住宅が建っております。南は親の所有する農地ですので、他の農地に迷惑をかけるようなところではありません。給水は市水を利用し、雑排水については合併浄化槽を設置し、田側の用水路に流すということで地元の許可の同意をもらっておられますので、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 引き続きまして、13、14、15の説明をお願いいたします。

○17番（取本一則君） 13番の譲受人は現在退職されておられて、第二の人生は喫茶店あたりをやりたいということで、この土地を物色されておりました。この13、14、15の土地は先ほど栗田委員がご説明されましたゴカ林道沿いの土地でございます。それを4分割されております。4分割されて一つは農地、あと3筆は転用にかかっております。この13番目の林道沿いに近いところで、この土地に4つ全部周囲が玉名市の市道認定された道路に囲まれた土地でございます。本人さんは自然環境に恵まれて、こういうところで喫茶店をやりたいということで大変気に入っておられます。前方には金峰山も望んでおるような素晴らしい景色のところでございます。合併浄化槽とか給水につきましてはボーリングを掘りまして地下水で対応し、下水については合併浄化槽を設置しまして、前面の道路側溝に排出するというところでございます。

14番の譲受人は株式会社を設立されておられて、現在、技能訓練所等を営んでおられて、各種資格講座等を開設されておられます。ここで、測量の実習等をこ

の小岱山の素晴らしい山麓において測度実習をするための駐車場ということで、この土地を選定されたようでございます。それと、中にプレハブみたいな倉庫、ちょっと小さいのを1つ設置するというところでございまして、あとは汚水も何も発生しないということでございます。駐車台数は18台程度を考えているということです。

15番につきましては、個人住宅ということで、この人も譲受人の奥さんをNPOみたいなのをされていて、とにかく自然環境の素晴らしい静かなところを探されておったようでございましてですね、この土地を求められたいということでございます。ここも13番と同じで給水につきましてはボーリングを掘りまして、そして前面の道路側溝、市道側溝に排水を流す。配水については合併浄化槽を実施してそれも前面部分に排水ということでございます。駐車台数は3台くらい取れるような計画を持っておられるようになります。許可相当と判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田誠一君） 次、16番。

○23番（木村 勝君） 申請者である法人は現在開院待ちの理事で障害者福祉サービスの多機能型施設、利用者として障害者を持たれた方等ケアの場を提供されるということです。このたび親亡き後の支援を実現するためのケアホームを計画されました。障害程度の区分4以上障害者を対象としており、短期入所者は緊急における対応として入院をされるわけです。職員も10名程度採用するというところでございました。給水雑排水は、公共の施設を利用して、農政地は中間地でございますので、人様の、設立には十分注意しながら進めたいということです。許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。この他ご意見、ご質問ございませんか。

○36番（藤川賢一君） 11番、進入路の件ですが、今後新しく人に変わった訳ですが10年ほど進入路として使用した場合にはどがんだ方がよいでしょうか。私も、またこのようなもんがあるんですよ。親の代のときは仲よかったけん問題なかったばってん、今はゴタゴタなってな、もう通さんというようなことに。

○会長（寺田誠一君） どんなに私道として使用していたとしても、10年間無断使用して手続きしないのであれば、違法としてみなされることがあるとか、指導しなければいけないと。だから、通っている時は早めにですね、相談していただくなり、けりをつけなければいけない。

○34番（早高義徳君） 宅地の場合はどうなりますか。今までは、よかよかって通してたばってん、今頃になって境界の境ば打つごたっときは。

○議長（寺田誠一君） それは、後から時間ありますので審議後、話をしていただきました

いと思います。

それでは、他にこの件につきまして、その他ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長(寺田誠一君) 他にご意見がないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長(寺田誠一君) 異議がないものと認め、議第59号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議第60号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 16ページをお願いします。議第60号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成23年農用地利用集積計画(案)による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成23年9月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙、農用地利用集積計画(案)のとおり、玉名市より意見を求められております。14ページから17ページまでの33件の集積でありまして、所有権移転が6件の2万9,619㎡、利用権設定が27件の5万8,340㎡、合計33件の8万7,959㎡の集積でございます。

(事務局より別紙調査書を個々に説明)

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各項の要件を満たしておるものと考え、ご提案申し上げます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長(寺田誠一君) 事務局からの説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長(寺田誠一君) それでは、ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長(寺田誠一君) 異議がないものと認め、議第60号は意見決定することに決定いたしました。

-----○-----

5. 報告

○議長（寺田誠一君）　続きまして、報告25号および26号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君）　18ページをお願いします。報告第25号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成23年9月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。今回は13件の解約の通知書を受理しております。

　続きまして22ページをお願いします。報告第26号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成23年9月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

　今回は1件の届出を受理しております。申請物件は周辺の農地より低く配水が悪いので、70cmから80cm程度移動するものでございます。

　以上、報告を終わります。

○議長（寺田誠一君）　事務局より報告がございました。他に、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君）　質問がないようでございますので、本日予定しておりました議案と報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（寺田誠一君）　これもちまして、第9回農業委員会総会を終わります。慎重な審議誠にありがとうございました。

-----○-----

閉 会　午後2時49分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成23年9月30日

玉名市農業委員会会長

寺田 誠一

農 業 委 員

東 令佐

農 業 委 員

原口 邦弘